

四月廿六日將軍家御成の時御目見。其後年寄被仰付、七手頭と成り、千石の加恩にて家祿高一萬千石に成り、内千石與力知にて、自分知一萬石に成りたり。夫より以前は、家祿高一萬石之内與力知千四百五十石たりしに、此の時與力知之内四百五十石は召上げられたりと也。然らば一萬石の内にて、八千五百五十石は百石百俵の積りにての收納、千四百五十石は諸士一統の收納なりとぞ。正徳三年江戸御留守詰に參られ、四年まで相詰められ、是にて萬石以上に成り、御目見も叶ひ、江戸詰も調ふ事、綱紀卿の御分別也といへり。とあり。今按するに、右家祿高増加の傳説、彼の家譜に載せたる趣と齟齬す。家譜には、元和三年の七月芳春院君逝去、遺命に依て化粧料一萬百石之内七千五百廿六石餘、利光卿賜之。寛永十二年八月爲加恩二千五百廿三石五斗餘内千五百石與力知共、都合一萬五十石賜之。其後人持組頭命ぜらる。且小幡宮内長次の娘を利常卿養女分に被成、縁組被仰付、城内より入興、慶安二年二月十八日化粧田三百石賜之。萬治二年正月、小松城被指預之旨綱利卿親翰を以て被命たり。

小松之者共、當年中金澤に引越候様申付候。就其小松之城其方に預置度候之條、乍大儀頓而彼地に被參候様尤候。諸事對馬・因幡・支蕃に可被相談候。委細前田權助申合候。謹言。

正月十四日

加賀 綱 利 判

前田三左衛門殿

直之には小松城廻諸殺生餓炮御免之儀、前田對馬今枝民部奉書を以て被仰渡。同年六月十三日小松引越、本丸に居住、家人居所三丸等地所請取。寛文元年七月綱利卿小松城へ被爲入、直之御膳上之。延寶二年十月十八日於小松城後、享年七十一歳。同廿日香奩銀三十枚以使者賜之。とあり。

○野村勘兵衛邸跡

此の地は延寶金澤圖に、前田三左衛門・向野村與三兵衛と見え、元祿六年の土帳にも、野村與三兵衛前田備後向とありて、尻地は堤町片岡孫兵衛が居宅也。寛永十三年九月孫兵衛居邸の儀に付地奉行與村源左衛門の審狀に、其方屋敷南の方道通神治部殿(向)へいなみに出し可被申。とあれば、此

の頃は神谷治部の邸地なるを、後野村氏の邸地と成り、其の後世々野村氏居住し、廢藩の際退去せり。

○野村勘兵衛重威傳

燕窩風雅に云ふ。野村重威。字孟固。通名勘兵衛。有亭。一號謀野。一號務敏。とありて、儒學に達し、又連歌・茶湯をも好み、風雅の士なりしといへり。室鳩巢翁の謀野亭記に云ふ。出州郭西行三里。始得野村孟固氏之園。宮腰之濱縁其右。大野之原遙其左。墳衍廣莫。直與海接。而陂田萬頃。溝澗刻縷。綺錯鱗次乎其間。黍稷油々。桑麻成林。自園中之亭伏而對之。如身處隨畝之間。終日與田畯野老相忘而爲侶。雖無山泉之勝。遊覽之娛。亦足以矜野趣之夷曠。適物情之自然。孟固氏嘗招余而遊於亭上。顧而謂余曰。吾未有以名亭也。願子命之。余曰。亭臨郊原之上。請以謀野名之何如。云々。とあり。また鳩巢翁の務敏齋記あり。記中に云ふ。野村孟固氏。名其讀書之室曰務敏。是誠知務敏之要矣。云々。と載せたり。右の二記、即ち鳩巢文集に擧げて世人の知る處也。按するに、務敏齋は、高岡町の居邸内に建築せし書室なる事、彼の記文にて知られけり。謀野亭

は、記中に「出州郭西行三里」といひ、宮腰之濱縁其右。大野之原遙其左」といひ、直與海接。といへれば、五郎嶋の地邊に野村氏の別荘ありたるならん。記中に載せし園地の景況にても、五郎嶋邊の地景なること知られけり。又小松能順の聯玉集に、野村重威の許にて和歌の浦を蒔繪にしける文藝びらきに、

春なれや縁も和歌の浦の松

此の外、重威が連歌付合の句どもありといへども、爰に略しぬ。

○淺井源右衛門邸跡

此の邸地は延寶金澤圖にも、淺井源右衛門とありて、高岡町前田氏の向角也。元祿六年の土帳にも、淺井源右衛門堤町の後、前田備後相角。とありて、世々此の邸地に居住せしが、廢藩の際賣却せり。

○淺井源右衛門一政傳語

一政は初め今木源右衛門と稱し、秀頼公に奉仕して大坂にありき。關屋政春の古兵談に云ふ。慶長十九年七月徳川内府爲御意片桐市正・宮内卿・大藏卿二位殿、以上四人駿府